

# 一般社団法人洗足会 会費規程

## (目的)

第1条 この規程は、定款第7条の規定に基づき、入会金及びに会費の納入に関し、必要な細則を定めるものとする。

## (入会金)

第2条 会員は、次の入会金を納入しなければならない。

- (ア) 正会員 壹千円
- (イ) 一般会員 壹千円

## (入会金の納期)

第3条 入会金は、法人から入会承認の通知を受けた日から1ヶ月以内に納入しなければならない。

## (会費)

第4条 会員は、次の会費（年額）を納入しなければならない。

- (ア) 正会員 壹千円
- (イ) 一般会員 壹千円

## (会費の納期)

第5条 会員は、毎事業年度、5月31日までに、会費年額の全額を納入しなければならない。

## (中途入会の会費及び納期)

第6条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、入会承認月にかかわらず年額の全額とする。

- 2 前項の会費は、法人から入会承認の通知を受けた日から1ヶ月以内に納入しなければならない。
- 3 正会員の相続に伴う入会金及び会費の免除の有効期間は、相続があった日から1年以内とする。

## (入会金の免除)

第7条 理事会は、正会員に相続が発生した場合において、その正会員の相続人が入会する場合には、相続人について、第2条の規定にかかわらず

入会金の免除を決議することができる。

- 2 前項の規定の適用を受ける正会員の相続人は入会申込書に被相続人である正会員の氏名、住所及び相続開始の日並びに被相続人との続柄を記載しなければならない。

(会費の免除)

第8条 理事会は、正会員に相続が発生した場合において、その正会員の相続人が入会する場合に、その被相続人である正会員が納入した年度の会費については、その相続人について、第4条の規定にかかわらず会費の免除を決議することができる。

- 2 前項の規定の適用を受ける正会員の相続人は、入会申込書に被相続人である正会員の氏名、住所及び相続開始の日、並びに被相続人との続柄を記載しなければならない。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は総会の決議をもって行う。

附則

1. この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
2. この規程は、一般社団法人洗足会の設立登記の日から施行する。